

UBC情報

発行： 2017年8月1日

No. 206

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

☆ 盆休のお知らせ

8月11日（金）～15日（火）まで
お休みをいただきます。

トピックス

災害に関する税制上の取り扱い

福岡・大分県を中心とした記録的豪雨など、近年災害が頻発しています。

一般の災害により被害を受けた中小企業対策として、日本公庫等による災害復旧貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証、小規模企業共済制度の加入者に対する災害時貸付などが実施されます。

◆会社の資産が損害を受けた場合など

災害により商品や店舗などが滅失・損壊した場合の損失額や、損壊した資産の取壊し、土砂などを除去するための費用は損金になります。また、損傷を受けた店舗や機械などの固定資産について、原状回復のために補修などを行った場合や、被災前の状態を維持するための補強工事などに支出した費用も修繕費として損金になります。

なお、災害を受けた取引先に対して、災害見舞金の支出や、事業用資産の供与などを行った場合の費用は、交際費等にはならず損金になります。

◆災害に対応する税制上の措置が常設化

29年度税制改正において、災害に対応する税制上の措置が常設化され、法人税関係では「災害損失の繰戻しによる法人税額の還付」など震災特例法で手当てされていた措置の一部が常設化されました。

災害損失の繰戻し還付は、災害のあった日から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度（又は災害のあった日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間）において生じた災害損失欠損金額がある場合に、災害欠損事業年度開始の日前2年（青色申告書でない場合は前1年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する一定額を還付請求できるというものです。



相続等の土地評価額の基準となる路線価

先月、相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際の基準となる29年分の路線価(及び評価倍率)が公表されました。

◆相続等で取得した土地の評価方法は

路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額のことです。相続等で取得した土地の評価方法は、路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式は、路線価が定められている土地の評価方法で、路線価を土地の形状等に応じて補正した後に、その土地の面積を乗じて計算します。一方路線価が定められていない土地は、評価倍率を用いた倍率方式となり、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて算出します。

なお、路線価等は、国税庁HPで閲覧できます。

◆居住用宅地等に係る『小規模宅地等の特例』

27年に相続税の基礎控除額が「3千万円＋600万円×法定相続人数」に引下げられたため、土地等を相続する場合は「小規模宅地等の特例」を適用できるかどうかポイントとなります。

この特例は、被相続人(亡くなった方)の居住または事業用の宅地等を相続により取得した場合、一定要件を満たせば、相続税評価額を大幅に減額できる制度で、居住用宅地等であれば330㎡まで評価額を80%減額できます。

居住用宅地等について特例を適用できるのは、被相続人の配偶者や、被相続人と同居していた親族が取得した場合となりますが、配偶者や同居親族(法定相続人に限る)がいない場合で、相続開始前3年以内に自己所有の家屋に居住したことがない方であれば、同居していない親族でも適用できます。



今月から年金受給資格期間が10年以上に

老齢基礎年金は、受給資格期間を満たす場合に原則65歳から受給できます。これまで受給資格期間は原則25年(300月)以上とっていましたが、改正年金機能強化法により、今年8月から原則10年(120月)以上あれば、老齢年金を受け取ることができるようになります。

なお、受給資格期間は、①国民年金や厚生年金の保険料を納付した期間(専業主婦など第3号被保険者の期間を含む)、②国民年金保険料の納付免除等を受けた期間(免除等の種類によって受給額にも反映)、③国外居住していた場合などの合算対象期間(受給額には反映無し)、を合計した期間となります。

広告における不適切な『打ち消し表示』とは

広告などで商品・サービスの内容や価格等を強調表示した際、例外や制約などがある場合は、その旨の表示(打ち消し表示)が必要となりますが、打ち消し表示は、目立たないように表示されていることがあります。

消費者庁は、打ち消し表示をしない広告が原則とした上で、不適切な表示として「文字が見落とすほど小さい」、「文字が背景に紛れて目立たない」、「表示時間が短い」などの場合は景品表示法違反の可能性がある、との判断を示しました。

編集後記

梅雨も明け、夏本番となって参りました。しっかりとした水分補給や、適切な冷房の使用等、熱中症対策を意識していきましょう。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 206

発行：2017年
8月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com



トピックス

処遇改善Ⅱの計画書提出が各地で開始 ～保育所・認定こども園の中堅職員に月額4万円支給～

◆平成29年4月27日付で「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出された後、5月30日にQ&Aが発出されている、特定教育・保育施設（いわゆる認定こども園や保育所）における処遇改善等加算について、各都道府県で計画書及び申請書の提出が始まっています。処遇改善等加算はこれまでの基本分（旧民改費）と賃金改善要件分が「処遇改善等加算Ⅰ」として整理され、新たに「処遇改善等加算Ⅱ」が新設されて今年度より実施されます。

Ⅰについては昨年度までと異なり、法人役員を兼ねる職員にも支給することが可能となりました。

またⅡについては、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善について、①賃金改善計画の策定と実績報告、②キャリアアップに関する研修の受講、③職務の発令、④月給による賃金改善の実施、を要件として、公定価格における加算が実施されます。加算額は下記のとおりで、加算された額は、(ア)経験年数が概ね7年以上の中堅職員（全職員の概ね1/3の人数を対象）に月額40,000円、(イ)経験年数が概ね3年以上の職員（全職員の概ね1/5の人数を対象）に月額5,000円を支給するための財源となります。

これにより、職員の処遇改善に充てることが求められる額は、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分、処遇改善等加算Ⅱ、各年度の人勧分の総額となり、29年度の人勧分を除いても最大で「加算率11.2%+処遇改善等加算Ⅱ」ということとなります。この額は、多くの施設においては昨年度の1.5倍程度になることが予想され、早めの予算措置が望まれます。

介護事業所で行われている類似の処遇改善では、約1割の事業所が申請していないというデータもありその理由として、事務作業の煩雑さ、支給対象職員の制約、利用者負担の発生などが挙げられています。特定教育・保育施設における処遇改善等加算は、Ⅰでは支給対象職員の制約はありませんが、それ以外の要素は同じことが想定され、Ⅱではまったく同じ状況があると言えます。またこの処遇改善等加算Ⅱを導入することによって、給与バランスが崩れることや、職員間の軋轢等を懸念する経営者も多く、安定した制度となるにはしばらく時間がかかりそうです。

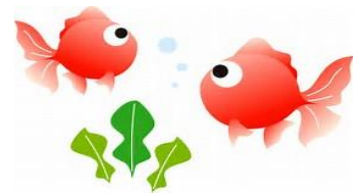
【加算額】

保育所 上記(ア)の加算 48,660円×加算対象人数 / 上記(イ)の加算 6,080円×加算対象人数

認定こども園（1号、2・3号共通）

上記(ア)の加算 49,540円×加算対象人数 / 上記(イ)の加算 6,190円×加算対象人数

2020 年度末までに待機児童解消 「子育て安心プラン」発表



◆6月2日、経済財政諮問会議(議長：安倍晋三内閣総理大臣)が開催され、2020 年度末までに待機児童を解消させるとした新たな子育て支援の方針を発表しました。

現在の待機児童解消加速化プランでは 2017 年度末までに待機児童を解消させることを目標として保育所整備などが進められていますが、政府は今年2月に受け皿以上の保育需要があったことを理由に今年度末までの解消が困難な見通しを示していました。そのため保育需要の見通しの甘さが指摘されていましたが、今回の方針で待機児童を解消させる期間を延長した上で、更なる受け皿拡充を進めることが示されました。

新たな支援策では待機児童が集中している都市部や1・2歳児に焦点をあて、その受け皿を整備するための予算を確保する方針のほか、幼稚園の活用や企業主導型保育の促進など、新規の整備の推進よりも既存施設の利用を拡大させる内容が目立っています。



◆1・2歳児の受け皿拡充

自治体を支援し、2020 年度末までに待機児童を解消するための予算を確保

- 幼稚園による2歳児の受入れ拡大
- 小規模保育の普及
- 企業主導型保育の推進

(参考：内閣府 HP)



介護給付費9兆円を超える ～介護保険事業状況報告～



◆去る6月20日に厚労省が公表した「介護保険事業状況報告(年報)」によれば、平成27年度の介護給付費(利用者負担を除く)は、前年度よりも約1,971億円増、割合にして2.2%増の約9兆976億円に達したことが報告されました。また要介護・要支援認定を受けた人は約620万人で、前年度から約15万人、2.3%増加しました。給付費が9兆円を超えたのは、平成12年の制度開始以来初となります。増加傾向は15年間連続していますが、増加率は前年度の4.6%に比べ鈍化している結果となりました。しかし一方で、平成12年度に比較すると約2.8倍となっています。

なお、1号被保険者の保険料収納率は約98.6%、普通徴収者の収納率も87.2%とほぼ横ばいでした。

(参考：厚労省HP／毎日新聞／CBニュース)



～河野会計事務所からのお知らせ～

8月11日(金)～15日(火)までお盆休みとさせていただきます。